

まつえワーク・ライフ・バランス推進ネットワーク規約

(名称)

第1条 本会は、まつえワーク・ライフ・バランス推進ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）と称する。

(目的)

第2条 ネットワークは、松江地区商工会・商工会議所連携協議会会長、連合島根松江・隠岐地域協議会議長、国立大学法人島根大学学長、松江市長の4者により共同で行った推進宣言の共有・実現のために設立し、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業・団体等を増やし、松江地域でワーク・ライフ・バランスを推進していくことを目的とする。

(活動内容)

第3条 ネットワークは、次に掲げる事項について活動する。

- (1) ワーク・ライフ・バランス推進に関する情報収集、情報の共有及び発信
- (2) 企業や、構成団体のワーク・ライフ・バランスの取り組みの促進
- (3) その他ワーク・ライフ・バランスの推進に関すること

(会員)

第4条 ネットワークは、第2条の目的並びに第3条の活動に賛同する企業・団体等を会員とする。

(加入・退会手続き)

第5条 ネットワークへの加入を希望する者は、「ネットワーク加入届」をネットワーク事務局に提出することにより、随時ネットワークへ加入することができる。

2 ネットワークからの退会を希望する者は、「退会届」をネットワーク事務局に提出することにより、随時ネットワークから退会することができる。

(アドバイザー)

第6条 ネットワークにアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、ネットワークの活動推進について必要な助言と情報提供を行うものとする。

(事務局)

第7条 ネットワークの事務を処理するため、松江市市民部人権男女共同参画課に事務局を置く。

附則

本規約は、平成28年7月15日から施行する。

附則

本規約は、令和4年4月1日から施行する。